

勅修百丈清規の纂輯をめぐる 政治的背景 II

長谷部幽蹊

三 執把聖旨とその功罪

元王朝第十四代の皇統を襲ぐ順帝¹⁾(1320—1370)が元統三年(1335)、百丈山壽聖禪寺の住持東陽德輝に聖旨を下されたのを機として、百丈清規重編の事が実現したことは上述したごとくである。

さてここに見るような執把聖旨、または護持聖旨といわれるものは、早くもチンギス・カーンの治世においてその例を見るのであるが、以後引き継ぎ元朝一代を通じて発せられたもので、それが時として国家の公課、賦役体系に不齊合を生じ、また行政上の庶務を遂行する際に齟齬を来すこともあったとされている。恐らくそれは集団の統率者それ自体が、法律であるといった、曾ての遊牧社会の遺制ないし伝統を承けるものともいえよう。聖旨が一面政令の執行者に不都合を来すことがあったのは事実であろうが、反面これを受ける個人または集団の管理統率者には甚だ名誉なことと受けとられ、またそれは現実に多くの特典を伴つたものであったから、その稀有な事実を刻石して麗々しく顕揚し、後代に伝えようとしたのは、寧ろ自然な事の成り行きであったといえよう。それらの碑文は近代に至って金石志の類に収載され、また蒐集した拓本が馮氏によって編録刊行され、元代における特異な白話文研究上、好個の資料とされていることは周知の事実である²⁾。

いま徳輝に下された聖旨の文の中で、税糧の優免に関する記述を、

74年遡った中統二年（1261）、河南省彰徳府林県にあった寶嚴寺に下された「林州寶嚴寺聖旨碑」³⁾のそれと、百丈山大智壽聖禪寺に授与された執把聖旨について、関係部分の内容を比較してみると、前者にあって後者に見られない項目は、商税、（寺家に属している）田地、出賃房子の根柢である醸酵麴、寺院裏に断事を休めること等であり⁴⁾、逆に後者にあって前者に存しない項目は、人口、頭疋、山場、河泊船隻等であり、多少表現は異なるが、相互に対応すると思われるものに、宮糧—税糧⁵⁾、水磨—碾磨、店—店舗等があり、解典庫⁶⁾は両寺への聖旨に共通する。

モンゴル王朝では、すでにチンギス・カーンが、その治世下の十八年（1223年）聖旨を以て「不揃那甚麼差發休當者」と、そのいかなる差發たるかを揃ばず当てるなどを休めるべきことを指示している。また世祖は原則として、徭役免除、田賦不免除を打ち出しているが、壽聖禪寺に付与された聖旨には、寺院房舎内に使臣等が安下することが禁じられ、また鋪馬祇應拿るを休むべきこと、即ち駅馬、手当等は取つてはならぬとし、また税糧の蠲免などの特典に沿し得られることがいわれている。

さらにこれより後、同じく順帝（Uhagatu）の代、至元三年（1337）に、河北省平山県在、天寧萬壽寺に下された聖旨にもほぼ同様な内容のことが謳われており、その聖旨の文が立石して伝えられたことが知られる⁷⁾。反面この事からわれわれは、経済的に豊かな名山大刹において、官人達が種々便宜を蒙り、その施設を利用していたらしい状を察知することができる。明代に士人達が山寺において講学読書する風が存したことが注目されているが、それはこの事に関連した遺習の一部であるといってよいであろう⁸⁾。聖旨の授与は寧ろ例外的な事に属することであるといえようが、それによって寺觀が測り知れない便益を受けたのは疑いない。ただこの種の優遇措置は、多かれ少なかれ弊害を伴うのが常であり、加えて税制賦役制度を混乱に導き、国家財政を逼迫させる一因をなしたものと考えられる。

元王朝を通観すると、寺觀の僧徒に対する課税や公課 Qubči への優免は、必ずしも終始一貫した不变の原則の下に施行されたものとはい難い。朝令暮改ともいえる頻繁な政策の変更の実態は、『元史』中のこれに関わる諸録の記によって明らかである。

なお先に一言した馮承鈞氏による元代白話碑の編録本は、刊行後年時を経過して入手し難くなつたこと、収録碑文も数量の点で必ずしも多いとはいはず、校訂についても不十分なところがあるということで、1955年に蔡美彪氏によって、改めて『元代白話碑集録』が印行され⁹⁾。本書はこの分野の研究者を裨益し貢献する所が大であった。蔡氏編録本は、伝存する原碑の拓本に依拠し、逸して伝わらないものについては、諸方の地志、金石文等によって補録するなどして計一百十一編を收めているが、他に未収録の碑文も存し、細部に亘って検討すると幾多の誤謬が存し疏漏が認められるとして、厳しい批判が寄せられている¹⁰⁾。ただ細心の注意を払って閲読するようにさえすれば、研究資料として有用であり、種々便宜が得られるであろうことは疑いない。何れにしても元代の寺院道觀のあるものは、他の中国歴代王朝に例を見ない、この特異な制度の下に特權を享受し得たものであることが判る。ただその際教団の当事者達が異例な聖旨を歓迎し、恩典の賜与に恐懼感激し、勒石して内外に誇示したのが事実であったとしても、その事が教団の存立に有利に作用したかどうか、真に有意義であったといい得るかどうかは、また別の問題である。加えてこれら白話体漢語文聖旨が、果たして怯薛、札里赤 jarči によって草せられたモンゴル語文聖旨の忠実な再現であったか否か、伝録者によって文に潤色が全く施されていないと断言できるかどうか、などといった事の詳細については、なお検討すべき問題が残されているといわなければならぬ¹¹⁾。これらについては改めて専門家の示教を仰ぎたいと思う。

四 箋付をめぐって その一

先に小論の I において、勅修百丈清規の巻首に付された皇帝聖旨、

および法旨（ともに仮題）を取り挙げた。それに続く部分には、同様に題記は見えないが、文末に、右百丈山大智壽聖禪寺德輝長老に劄付する旨が記されており、『國譯一切經』所収の勅規には、訳者が「私意をもって」と断って、「劄付」と題記されている。大正蔵所収の『勅規』では、擡写することもなく、前文に続けてこの部分を録しており、聖旨に関わる個所についても擡頭はなされていない。文書全体の中で前後の区切りを明らかにしておくのが、読者の閲讀に便するために必要な措置であると思われるので、ここでも鼠年四月に大都で書写されたとされる「法旨」に続く部分を「劄付」として別に扱うことにする。なお小論Iの一と二においては、和刻本勅規の諸版を参照しながら、伝統的な漢語文の口氣を損なわないよう努めたが、ただ吏牘体、蒙文直訳体と呼ばれる特殊な文章については、従来のような漢文体の語法を適用するのは、所詮不自然で無理を伴うように思われる所以、ここではモンゴル史の史料の読み方として定型化した表現に従って¹²⁾解説を試み、併せて前出の論文にみられる不備疎漏を補訂しておきたい。

以下劄付の部分を挙げれば、「皇帝の聖旨において、行宣政院が准けし宣政院の咨¹³⁾、僧子仲の状告を據けし、江西道龍興路百丈山大智壽聖禪寺の知事僧に係る。元統三年七月十八日、本寺の住持徳輝長老、欽みて御寶の聖旨¹⁴⁾の節該を受く、江西龍興路百丈大智覺照禪師、在先立つるところの清規の體例¹⁵⁾、近年以來各寺内にて、那の清規の體例を將って増減不一なるものとせり。如今百丈山大智壽聖禪寺住持徳輝長老をして重ねて新たに編ましめたり。大龍翔集慶寺笑隱長老を頭と爲し、有本事的和尚を揃選して、好生に校正し歸—¹⁶⁾せしめ者¹⁷⁾。」とある。

ところで劄付の首部に見える「咨」についてであるが、これは同品の官庁または同品の官が相互におくる公文書のことである。先に一言したように皇帝の聖旨は指定された個人もしくは関係機関、集団の統率者に直接与えられる、いわば皇帝の特権行使による特別措置であり¹⁸⁾、それだけで完結しているが、命を奉じて清規の重修を終えたこ

の時点に該当する地域の所轄官署を通じて咨稟伝達がなされ、関係方面に事の周知徹底が図られたものようである。いま文面からその間の経緯を推測すると、所管の行宣政院が宣政院の咨を准け、僧子仲の状¹⁹⁾を據けて百丈山の知事僧に、然るべき措置を講ずるように指示したので、行宣政院から百丈山の知事僧に宛てて劄子が付されることになったものであろう。それは聖旨が頒与されてから凡そ二年を経過した。至元二年のことであったとみられる。内容の点からすれば既に幾度となく言われている百丈山の住持徳輝、大龍翔集慶寺の大訴に清規の重修校正を命ずるという以外にとりたてて付け加えられたことはない。敢えていえば聖旨伝奉までの経緯とこれに関与した側近の名が挙げられている程度である。

道忠師は上掲の部分に関して、子仲が状を為って之を移し、共にそれらを杭州の行宣政院²⁰⁾に付したと解されている。そしてここにいう子仲については、恐らく京師の大刹に住在した都寺の名であろうと推測された。古来の解釈によれば百丈山の知事の名であるとされているが、師はこれを非として肯わっていない²¹⁾。

「那の各寺において増減し来れる不一なる清規は行わしむるを休め、這の校正と帰一したる清規の體例に依って行な者、麼道の執把聖旨を与へたり。欽此²²⁾。欽みて遵うことを除く外、各省事理を開讀するに係るに縁り、欽みて聖旨の全文を錄し前告に連ね施行せられんことを乞う、得此²³⁾」。

このうち「者」は命令ないし請託の意を含む助字で、俗語文で使われる。開讀は、所定の場所において聖旨の文を開いて読むことをいい、外に在って開讀する場合の儀法についても規定が存する。開讀の儀については道忠師が詳細に亘り考証されている²⁴⁾。法に則って聖旨を読み、事理に精通した上で施行するという段取になるのであろう。この部分について『國譯一切經』所収の勅規の文では「此を得て照得せよ」と訓じられているが、「得此」は公用文の末尾に添えられる語であるからここで区切るのが妥当であると考えられる。それにこれに続く「照

得」の語は、宋元時代の公用文では文の冒頭に置かれ、「察」といった意味を含んでいるようであるが、格別深い内容を表すのでもないとされている²⁵⁾。その点から「照得」は、次の「元統三年……以下の文の前置きであるとみた。いわゆる発語の辞の類いである。従ってこの部分を和訳すると、

「照得すらく、元統三年五月初七日 阿察赤怯薛第二日 二吉怛納鉢
裏にありし時、脱別台平章、闊兒吉思平章、阿魯灰院使、舉里學士等
と不蘭奚大使徒根底に²⁶⁾、撤迪中丞聖旨を傳奉せり。江西龍江路のう
ちにありし、百丈大智覺照禪師が在先立てたる清規の體例、近年各寺
のうちにて²⁷⁾、裏、那の清規の體例を將って増減了有。如今百丈寺 裏 住持德輝長
老をして、重ねて新たに編し了らしめ、大龍翔集慶寺の笑隱²⁸⁾長老を
頭と爲し、有本事的和尚を揃選し、好生に校正帰一せしめ、定體の
執把行的聖旨を與へ、更に百丈大智覺照禪師根底に、弘宗妙行の師號
を加與る」となる。

さてここに見える阿察赤 Acaci の語は古来難解とされてきたが、道忠師が考証されているように²⁹⁾、是は人名とするのが妥当である。彼は泰定二年（1325）浙江定海県の達魯花赤 Darugaci に任せられ、それより凡そ八年を経た至順三年十一月甲戌の時点に、「宿衛官阿察赤を遣す³⁰⁾」と『元史』に記されている。この事は直前の「郊王徹徹禿³¹⁾ Cecegtu (? - 1339) に命じて遼陽を鎮めしむ」とあるのと連動するものと解される。諸王にも宿衛官が随侍していたからである。阿察赤は至元元年、馬札兒台と共に御史大夫に任せられている³²⁾が、その間の元統三年前後には怯薛長として、順帝護衛の任にあったことが知られる。先に阿察赤についていわれている宿衛官は怯薛 Keshik のことで、また番直とも呼ばれている。皇帝に直属しこれを護衛する親軍、怯薛歹 Keshiktei の数は時期によって異なるが、総数一万人、侍衛、宿衛、箭筒士に三分され、その長官たる怯薛長は、太祖幕下の四功臣と彼等の末裔によって世襲されていた³³⁾。とすれば阿察赤もその何れかに属していたと思われるが、門流由緒は詳らかにし得ない。残された解明

の手掛かりは四怯薛の番直の日支と阿察赤のそれとの異同を検することの外にはないと考えられる。四怯薛の番直は三日一更の制によったが、日支との関わりにおいて表示すれば次の通りである。

区分	怯薛の長官名	番直の日支
第一怯薛	博爾忽 Borugul	申・酉・戌日
第二怯薛	博爾朮 Bogorcu	亥・子・丑日
第三怯薛	木華黎 Mugari	寅・卯・辰日
第四怯薛	赤老溫 Cilagun	巳・午・未日

箭内博士は、『通報』 “Tóung Pao” に収載されたシャバンヌ (Ed. Chavannes (1865 – 1918) 氏の調査記録を整理して表にまとめられているが³³⁾、それによると阿察赤の番直の日支は子・丑・寅となっており、勅規に収められた聖旨によっても阿察赤は、元統三年五月初七日、怯薛長として番勅に入った第二日に上奏がなされていることが判る。上記の表には、主に『元典章』 から計18の文書が引かれているが、番直の日支の次序と所当には、第一代の四怯薛が分担したそれと齟齬するところが認められる³⁴⁾。従ってこれによても阿察赤が四怯薛の何れの門流に属するかを推定することは不可能であるといえよう。加えて五月七日の日支は「子」、番直の日次は第二日となっているが、第二日であるとすれば「丑」となるはずである。ここに蒐集された文書18件のうち、阿察赤に関わるそれを除き、他は全て、日支、番直の日次、該当番直の日支が合致しており、これのみが例外である。兵志記事等と比較照合して、再確認すべきことの一である。

次に三吉怛についてであるが、これもまた難解の語とされ、義堂は人名に擬しているが、道忠師はこれに異を唱え、『中峰広録』の入蔵に係わる聖旨を例にして、その語勢から天子の居所であろうと述べられている。確かにこの種の公文書では、「某々怯薛第〇日」とあれば、次に皇帝の所在を示す語が続くのが通例で、師の推論は正鶴を射たものと考えられる。但し語勢というより、公文書の定型的語句の配置からその事がいえる³⁵⁾。では三吉怛とは何処を指すのであろうか。和刻諸

本は、年時を記した後、「阿察赤怯薛第二日三吉怛」とし、改行して一字分空け、納鉢裏有時分と続いている。古解には之によって納鉢を天子の名と解する向きもあるというが、文脈の上では（天子が）三吉怛納鉢の裏に在した時、を表すから、一続きの文として読めばよいであろう。ただ納鉢 Nat pat は³⁶⁾、春夏秋冬の四起に隨時起てられた牙帳を有する天子の行營、行在所のことであるから、尊んで改行をなし单擡の形式を履んだものであろう。三吉怛納鉢はその前に記された月日との関係から、夏捺鉢であったとみられる³⁷⁾。

なお大正藏経の第四十八巻に収録されている『勅修百丈清規』の本文は、版式統一のためか、紙数節減の意図によるのか明らかでないが、擧写の法を採らず、字間を詰めて一連の文として再編集しているから、この種の公文書にみられる独特の趣が減殺されて了っており、一見して判読に困難を覚える。誤植や句読の置き方に不適切な個所も間々見受けられるから、利用に際しては慎重を期したい。

本題に立ち返って三吉怛についてであるが、この語を幾種かの古地図の中に求めたが、遂に見出すことができなかつた。ところが最近（1999年）訾冬梅氏が主編で、内蒙古自治区地図制印院によって編印された『内蒙古自治区地図冊』を子細に検索してみると、巴彦淖爾盟の杭鎮后旗³⁸⁾内、紅旗郷に〈高三圪旦〉、三道橋鎮に〈樊三圪旦〉、頭道橋郷に〈王三圪旦〉、大樹灣郷の北辺に〈馬三圪旦〉と、四個所の郷鎮に諸家の姓を冠称する三圪旦が、また坑錦后旗の東に隣接する臨河市内には干召廟鎮北の陳三圪旦、友誼郷に劉三圪旦、份子地郷、強三圪旦、古城郷北、曾医三圪旦、富義北東、楊三圪旦、太陽南の劉・趙三圪旦、八岱郷に孙三圪旦、および新孙三圪旦、永紅の東に包三圪旦と、計十個所の三圪旦が付された地名が見出され、現に存在することが判明した。これらはこの地に漢族が入植して自らが属する宗族の名を従来の地名の頭に付したものではなかろうか。他にこの地域には、二から九までの数字を冠する圪旦と呼ばれる地が存在する。因みに三圪旦の圪は、現代中国語音では gē である。入矢義高氏の指摘によれ

ば、三吉旦は『憲臺通紀』には三疣痘と書かれているということである³⁹⁾。吉の音は jī であるが、疣の音は gē で、圪と符合する。怛、痘、旦の音はそれぞれ dá, dān, dàn であるが、怛はまた得案の切で、音が旦、dàn、あることも知られるから、発音上では三吉怛をこれらの地に比定することに大きな難点はないであろう。年時の推移に伴う発音や表記の仕方の変動を考慮に入れて、上記四地域を結ぶ何れかの地域に三吉怛捺鉢が存在した可能性は、上都との位置関係からしてもかなり高いと⁴⁰⁾いえる。

次に聖旨伝奉に関与した官人の名が並記されているが、そのうち脱別台 Tubtai は、至順元年九月丁未、知枢密院事の職にあったが、出でて陝西行台の御史大夫となり、次いで順帝の元統二年には中書省平章政事に任せられ元統三年の時点も現職にあったことが知られる⁴¹⁾。

次に闊里⁴²⁾吉思 Gorigis 平章は、天暦二年（1329）右丞となり、至順三年十月には宣政使に除せられている。同年寧宗が崩じた後、命によつて廣西靜江に在った明宗の長子妥懞貼睦爾 Togan-timour を迎えるの事に与つた。元統二年（1334）には平章政事に任せられ⁴³⁾、至元元年七月には知院に遷された。知院は知枢密院事の略である。そして同じ年の九月、宜國公太保に進んだ⁴⁴⁾。さらに至元六年正月戊寅、公は宣誠戡難翊運致美功臣 太師開府儀同三司上桂國公 晉寧王に封ぜられ、忠襄と諡せられている⁴⁵⁾。これらは何れも追封であるから、少なくとも前年には世を去っていると考えられる。公の処遇は、太祖麾下の創業の功臣木華黎のそれに準ずるものである。

阿魯灰院使 Aruqui 阿魯灰の名で知られる者は、凡そ三人を数える。その一は札刺兒氏に出づる禿不申の第三子で東平路の達魯花赤となつたそれであるが⁴⁶⁾、生存年代がやや早く、劄付に見える阿魯灰とは別人であると思われる。第二は至治二年（1322）南臺御史に任せられたことが知られる人で、年代の上では極めて近接している⁴⁷⁾。第三は至正十五年、右丞の阿魯灰で、中丞蠻子海牙等と太平を攻め、除達に敗られて退き、同年平章政事となるも明年苗軍に害された⁴⁸⁾とされるそ

れである。なお院使は宣政院の長官で、佚は従一品とされ、下に同知、副使、僉院、等の官が設けられていた⁴⁹⁾。帝師の総領するところである。

舉里 Qangli 学士についても伝えられるところが少ない。道忠師は『元史』に伝なし、と記されているが、いわれる通りである。学士は翰林学士のことと、元代には翰林兼國史院と、蒙古翰林院があり、二員が置かれ、正二品の官であった。

不蘭奚 Buransi の名で知られる者は多く、凡そ六人を数えるが⁵⁰⁾、ここに名を挙げる不蘭奚大司徒なる人は、至順元年九月、月魯帖木兒 Urlug Temur と共に大司徒の印を受けられた⁵¹⁾とせられるその人であろう。『元史』には、右都衛指揮使常不蘭奚が、伯散里と同じく徽政使に為ったと記されており⁵²⁾、また別の個所に、「至元四年春丙申、以宣政院使不蘭奚年七十致仕、授大司徒給全俸終身」と見えている⁵³⁾。大司徒を受けられたという年時には、前後五年余の距りはあるが、これが別人に関わる事とも思えない。致仕に際して重ねて前歴を挙げたものとも解される。以上の記によれば公は、世祖の至元六年（1269）頃の生誕となる。

これら諸公に聖旨を伝奉した撤迪⁵⁴⁾Sati 中丞は、天暦二年（1329）十一月己巳、中書右丞となり⁵⁵⁾、その後御史中丞⁵⁶⁾に任じられたようで、至順三年（1332）十月辛丑には、中書平章政事に、さらに至元元年（1335）十月、御史大夫に除せられた人である⁵⁷⁾。これに続く部分は、聖旨、法旨の中に述べられていることと同じ内容の繰返しであるから、再説は避けたい。

五 箋付をめぐって その二

まず後半部の書き下しを試みることにする。

「宣政院、文書と詞頭宣命とを行る者おく ようとの麼道聖旨了也。欽此。詞頭宣命を中書省に具呈し、照詳するを除くの外、聖旨を據けて、蒙古房におくりし移付、翰林院に行り、欽み依りて頒降するの外、今當院に見告せらるるに據り、欽んで聖旨の全文を錄することを除くの外、在前の合行の咨、

請ふ照驗して遍ねく合屬に行へ。欽み依りて施行せられよ。准此⁵⁸⁾。欽みて全文を録することを除くの外、在前の使院に、合下^{ただち}に仰せて照驗し、欽み依りて施行せられよ。須らく劄付を議すべき者。

右の劄、百丈山大智壽聖禪寺德輝長老に付す。准此⁵⁹⁾。蒙古字一行、至元二年 月 日」

初めに、遡って前半部の末尾に見える加号の事について補足しておきたい。

『勅修百丈清規桃源鈔』に、初め東陽德輝が行宣政院に、百丈懷海のために加号のことを奏請するよう働きかけたが、久しく沙汰を得ず、德輝が入覲の際、伯顏を介して事を奏聞し、弘宗妙行の四字を加えられたとある。道忠師は、これを妄説とし、併せて行省についての誤解を指摘するとともに、古解の、脱歡丞相による校正加号の奏請の事も誤伝として斥け、これが撤迪によってなされたと主張している⁶⁰⁾。

後半部の初めは、撤迪の聖旨伝奉を承けて上都の宣政院は、別に文書を作り、宣命の文に加えてそれを百丈山の知事僧および徳輝に付与したことをいう。宣命は勅書のことでここには加号の事を内容とするものである。詞頭は、唐・宋時代に朝廷が官員を任命に当り、下すところの諭旨のことである⁶¹⁾といい、道忠師は禪林の疏の目子に喻えられている⁶²⁾。この文の結句は欽此（謹み奉戴せよ）となっているから下行文であることが判る。

またこれに関わった宣政院は、周知のごとく、釈教の僧徒および吐蕃の境を掌る官署で、いまその沿革について考えると、至元元年(1264)總制院を立て領するに国師をもつてした。至元十七年、都功德使が置かれ、唐代吐蕃が来朝した際、使臣を宣政殿に接見した故事に因み、至元二十五年(1288)宣政院と名を改め、帝師を以て總領せしめ、名実ともに完備された。長官は院使で秩從一品。同知、副使、參議、經歷等何れも二員、その他庶吏が置かれた。至大の初めは院使は一員であったが、至治三年に院使六員を置いた。秩は從一品、天曆二年、功德使司を罷めて宣政院に歸せしめ院使十員を定置し、秩は從一品であつ

た⁶³⁾。なお功德使司はその間、幾度か存廃が繰り返され、中断の時期もあったことが知られる。

原文には詞頭宣命を中書省に具呈し照詳するを除くの外、云々とある。具呈は文書を以て申し入れる、具申する意で、呈は下級の官庁から上級の官庁に送られる公文についてい、二品以上の場合に用いるものとされる。照驗は審議手続きをとることをいう。また「除外」の表現において除の下には、当然の処置として為さるべき事柄に言及されるのが普通である⁶⁴⁾。次いで聖旨に拠りて蒙古房に移り付してとあるが、道忠師は、古解に「行翰林院司之」とあるのを引いて、これに疑義を呈しておられる。師がいわれるよう『元史』百官志に「行翰林院」についての記は見られず、管見の及ぶ限りでは、清代に蒙古各藩の奏疏表文翻訳の事に任する部署を蒙古房⁶⁵⁾と称したが、あるいは元代に蒙古房の俗称が存し、これを踏襲したとも考えられる。職分の上からすれば札里赤によって草せられた勅書が蒙古翰林院に送られて文の推敲がなされ、聖旨を書写する必闇赤⁶⁶⁾bishechi もこれに関わり、さらに翰林院に行られ、漢語文について検討が加えられたのではないかと考えられる。翰林院にも蒙古書写五人が配されていたのであり、また蒙古国子監に関わる八府宰相は、遇々詔令あれば、蒙古翰林院の官と同じく訳写潤色の事に当たったとされている⁶⁷⁾。必闇赤は、中書、吏部、翰林等、凡そ十三数に及ぶ省・部・院に配置されていたが⁶⁸⁾、各司の職掌の分担や、相互の業務上の関連如何については、明らかにし得ない。

原文に、「今據當院見告」とある当院は、行宣政院を指すと思われる。見告は告知するの意である。続いて、欽んで聖旨の全文を録するの外、従前の聖旨と咨文等と共に審査して所轄の府・州・県全般に徹底させるように、といった趣旨のことを述べたものであろう。文末に見える使院というのは、一般に院をもつ官庁の略称として用いられたもので、例えば翰林、枢密等の諸院も一応これに該当するとみられるが、ここでは行宣政院を指すのみられる⁶⁹⁾。合下は、直ちに、即刻

の義であり、仰は、下司に申しつけてということで、「合下照驗施行」というのは、元代の公文書では一種の慣用的表現となっている。末尾には、箇付云々とあって、准此で結んでいるが、この部分は、初めにいう如く、宣政院の咨を准けた行宣政院が⁷⁰⁾、百丈山の住持に宛てた下行文と解せられるのであり、そうした場合は箇付の末尾語に「承此」を以て結びとするのが例である。馮承鈞氏の『元代白話碑』⁷¹⁾もこれと同文である。ただ聖旨の碑影に基づく転写再修本には誤りが多く存することが指摘されているのは前述した如くであり、その点から、碑影と勅規所収の文とを比較検討する要がある。今回はこれを果たし得なかつたが、直接碑影を目覗し確認すれば、さらに多くの問題が浮かび上がってくることが予想される。なお終りから第二行に「蒙古字一行」とあるが、これは八思巴 Hphags-pa 文字を以て書写するのが習わしとされていた。

六 明代における勅規とその重刑

至正二十八年、各地に反乱が打続き、元室を震撼せしめる中で、呉王朱元璋は国号を明と称し、中原に霸を唱えた。元の順帝は、淮王帖⁷²⁾木兒不花 Temur Buqa (1286 – 1368) を留めて大都を守らしめ、自らは上都に遁れた。徐達は大都を攻めて帖木兒不花を屠り、副大將軍常遇春 (1330 – 1369) は北伐して上都を陥れたので、順帝はさらに北の方應昌⁷³⁾に奔り、至正三十年四月痢疾によりここに崩じ、元室は事実上潰え去った⁷⁴⁾。

ところで明蔵本『勅修百丈清規』⁷⁵⁾には、巻首に、禮部尚書胡濙⁷⁶⁾ (1375 – 1463) が勅規重刊本に題した禮科⁷⁷⁾抄出の文が載せられており、それには、また百丈山の住持忠智の上奏文と、聖旨の節該が收められている。即ち明の太祖は、洪武十五年、「諸山の僧人にして清規に入らざる者は法縛を以てせよ、これ此を欽め」と命じている。ここにいう清規が、勅規を指すものであることは、一連の文によって明らかである。次いで永樂二十二年には、太宗文皇帝の聖旨が出され、その

榜例の節該に、「僧人は務めて舊制に遵依するを要す。祖風に務め、謹んで清規を守り、身心を嚴潔ならしむると名づく」と見えている。旧制に遵依するとは、勅修百丈清規の規程に則ることを意味するものである。これによって明の太祖は、元の順帝が重修せしめた百丈清規を、そのまま採って、天下の叢林寺院の僧徒達に依用せしめようとしたことが判る。ここにはまた聖旨の語が用いられていることが注目を惹く。この語については、古く後漢時代に用例が存するが⁷⁸⁾、明の太祖、太宗に関わるそれは、元朝皇帝の聖旨を意識して用いられたものに相違ない。ただそれは元朝のそれのように、種々の特権を付隨したものであったとは考えられないが、太祖、太宗、仁宗の三帝から一様に聖旨の語を以てし、それらが共に百丈清規の依用と、格守戒律の命に関わっているのが興味深い事実である。

なお太祖の聖旨が出されたのは、僧道衙門が開設されたその日でもあり、百丈清規遵依の命と共に、明の王朝が宗教管理政策を推進する事業の一環をなすものとみられるのである。続く僧録史官の奏に、「僧衆多なる中、間々等しく規矩を守らざる有り、合に清規に依て整治する無かるべし」とあり、「清規に照依して他を料治せよ」という仁宗昭皇帝の聖旨は、如上の奏文を受けたものと考えられる。そしてさらに、「本寺の清規の書板、年遠くして存するなし。欽んで皇上の洪恩を蒙って普ねく天下の僧を度す。行いて仍ち原額の寺院に住して香火を熏習し、聖壽を祝延せよ。臣切に後学の僧徒を見るに、多くは未だ清規の體例を見ず、矩度を知らず、戒律を諳せず、甚だ祖風を辱ねるあり。深く未だ便ならずとなす。臣原の體式に依て重写刊完す。歴朝の序文ありと雖も、年代已に遠く、誠に僧徒視て常事と爲し、遵守を行せざるを恐る。いま重刊せる清規の印集一本を將て、開坐具本⁷⁹⁾して親齋し謹みて奏す」と続く。かくして清規の序文を勅賜せられんことを請い、刊して書を円成し、天下の叢林寺院に頒行せんとするものである、と述べられている。この清規の重刊によって、僧徒が祖風を慕い、厳に戒律を持ち、僧徒が風化を傷うことなきよう期待したもの

であることが知られる。こうした一連の経緯があって正統七年二月十九日、胡濬が請旨に題し、聖旨を奉じて序を翰林院をして撰せしめ⁸⁰⁾、施行されることになったものである。年時は正統七年四月十七日とされている。これは明末に至り、神宗の萬曆十二年に入蔵し、大清龍藏にも収められている⁸¹⁾。

余 論

如上の事を通して徳輝重編の『勅修百丈清規』は、中国禪門叢林寺院において、唯一無比の基本的な学道の典範として重んぜられ、王室の後楯の下に、元明清三代に亘って広く依用されたものであることが知られる。ただ修行生活の在り方が、時代や地域の距たりによって変化し差異を生ずるのは自明のことである。インド仏教史上、隨方毘尼が樹てられたのは、同様な事情によるものであろう。そこで禪門諸流は、それぞれが置かれた時代ないし地理的環境に適合した形で、補足的な細則を樹て、各寺毎に独自な規約、寺規の類いを制したのである⁸²⁾。それらは寺志の一部に含まれていることが多い。

先に唯一の、といったが、あるいは『黃檗清規』の存在を指摘される向きがあるかも知れない。確かにこれも中国僧の手に成るものではあるが、その内容構成は、明らかに勅規を範としており、別に新たに学道の準則を樹てることを意図するものではなく、まして勅規の体例に異を唱えようとするものではない。しかもそれは、あくまで扶桑禪門叢林の一たる黃檗山において、主として費隱一派の児孫所用の清規書として編述されたもので⁸³⁾いわば檗山の寺規の一部を構成するものということができる。その点から『黃檗清規』は、『勅修百丈清規』に比肩し得るものではなく、従ってまた両本は、同列に位置づけられる類いのものではない。

降って清代においても、新たに清規書を纂輯する試みがなされた形跡は認められないから、勅規は近代に至るまで、齊しく禪門叢林寺院が共有した学道の通規であったといえるであろう。清末道光の間、杭

州眞寂寺の源洪儀潤によって、勅規の注釈書である『百丈清規證義記』が著されている⁸⁴⁾。儀潤の伝は詳らかでないが、瓶窑苔上廻龍眞寂寺は永覺元賢、嗣法未詳の聞豁廣印等が止住した処で、明末以降洞門に縁りの深い寺刹の一である。宗派の帰属如何は別として勅規は、洞濟両宗が齊しく仰いで遵依した学道の準繩であった。

曾って台南の開元寺を訪れて、知客和尚に清規は何に依っているかを尋ねた際、「百丈清規である」との即答を得たことが想起されるが、これはいみじくも上述した経緯を裏書きする一端の事であるといえるであろう。

注

- 1) 妥懽帖木兒、Togan-temour, 1320–1370、廟号は惠宗。順帝のこと。
- 2) 馮承鈞『元代白話碑』民国二十二年商務印書館刊。百丈山に下された聖旨、法旨、劄付は、その第34、35、36号に収める。
- 3) 愛宕松男『東洋史学論集』巻四、341頁。文は後出の蔡美彪『元代白話碑集録』から引用されたもの。その21号。
- 4) 文中の醋酵麴は、酢、酒滓、こうじの類、断事は裁判をすることの意か。
- 5) 漢地に適用された税法の一、丁税・地税の法のことで、その実態については、愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」岩波講座『世界歴史』第9巻、中世3–4所収参照。
- 6) 当舗dàng pù、質店のこと、また解庫ともいう。劉堅江主編『元語言詞典』142頁。
- 7) 「天寧萬壽寺聖旨碑」蔡美彪『元代白話碑集録』85号所収。愛宕松男『東洋史学論集』巻四、342頁に引くところによる。
- 8) 陳垣『明季黔滇佛教考』所収「僧寺之風習」参照。
- 9) 北京科学出版社より、1955年刊。
- 10) 入矢義高氏による、蔡美彪『元代白話碑集録』を読む、『東方学報』京都26。
- 11) 蒙漢両文を対比して検討するのが望ましい。この種のものとしては七編の存在が知られるが、百丈山に下された聖旨については対訳文の存在することを聞かない。
- 12) ここでは主として箭内互、田中謙二、愛宕松男等、先学の研究を参照。
- 13) 別に「行宣政院、宣政院の咨をうけとりたるに（いはく）」の読み方も提示されている。箭内互『蒙古史研究』237頁。
- 14) Jarlig、皇帝のお墨付き。

- 15) 在先は、以前に、體例は、きまり、規程の意。
- 16) この部分は、才能ある僧達を選んでよく校正し、不統一のところがないようにせよ、の意。
- 17) 「者」は語氣詞の一種で、強い指令を発し加える時に用いる。用例、「告天祝壽者」天に告げて聖壽をいのれ。「教他與者」彼に与えさせよ。重陽萬壽宮聖旨『田中謙二著作集』卷二、285頁。
- 18) 德輝が入対したのは、元統三年(1335)夏五月のこと。清規重修の命は、同乙亥年七月。
- 19) 旧時、庶民が官庁におくった書状。下司が上司におくった公文書には、牒、呈、申がある。
- 20) 行宣政院は、延祐五年(1318)に再設されたが天暦元年(1328)一旦廃し、元統二年正月、杭州に再置されている。その直後のことであろう。
- 21) 子仲の状を拠りて、また子仲に告すというのでは理が通らず、文意も明らかにならない。子仲は或いは僧録に類した事務を掌った者であろうか。
- 22) 文の末尾に置く語。ここでは天子の命に係るもので、此を欽めの意。
- 23) 欽此と同じく、末尾に置く儀礼語、授受関係の一例を挙げれば、據……呈……得此の形式。
- 24) 前掲『左觿』上、112頁下段。中文出版印本による。
- 25) 山腰敏寛『清末民初文書解説辞典』57頁参照。
- 26) 根底は接尾語で、与格とみられ脱別台から不蘭奚までに関わりをもつ。撤迪には付されていないので、上記諸官員と平列関係に置かれているのないことが判る。
- 27) この部分、德輝については諱、笑隱については号を記しており、不統一の謗りは免れない。
- 28) 前掲『左觿』上、114頁上段。
- 29) 『至正四明續志』卷2-16。『欽定元史』(以下、元史と略記)卷37一本紀・37、2b。なお阿察赤は、皇慶二年、科挙が実施されたのをうけ、泰定四年廷試に応じ、第一甲第一名を以て進士及第を果している。
- 30) 『新元史』卷112-列伝3。玉龍答失の付伝。
- 31) 『元史』卷38一本紀6a。『新元史』卷23一本紀5、等参照。道忠師は別に『宋元通鑑』の記を引く。
- 32) 『元史』卷99-兵志47、兵2-1a。
- 33) 箭内氏、前掲書、283頁以下。
- 34) 四怯薛のうち、赤老溫は、後嗣を断ったので、太祖は別速部の人を以て代えしめた等のこともあり、異動が生じたものであろう。箭内氏、前掲書、229頁。
- 35) 他に例えば、延祐五年挿住怯薛第二日、文明殿有時分、とある如き。

- 36) nutuk 野営、pat 処、を表す満州語とも関わりがあるとみられる。
- 37) 通例では、四月中旬に牙帳を起こし南北臣僚と国事を議し、暇日には遊獵し、七月中旬にそこを去ったとされる。なお夏捺鉢には常処なし、という。
- 38) 元代甘肅行省兀刺海路東北、民国陝壠鎮。
- 39) 前掲入矢氏の論文。『東方学報』京都26、220頁。
- 40) 蒙古出身のジャムヤン凱朝氏によれば、圪旦はこの地方の方言で、郷村の義であるという。三吉怛の語は古くから存し、他の数字および姓を冠した圪旦が、のち逐次成立し、加増されることになったと考えられる。なおこの地は舟運の便に恵まれてもいる。
- 41) 『新元史』卷22一本紀5、8および『宋元通鑑』卷137等。
- 42) 『元史』は「里」、『新元史』は「兒」を作る。
- 43) 『新元史』卷22一本紀12。
- 44) 『元史』卷38一本記6 b。『新元史』卷133、表5、『元史』卷133、列伝21『元史』卷118一列伝5に載せる闊里吉思は、活躍した時期の点からみて別人であろう。他にも三人、同名の存在が知られるが、何れも当たらない。
- 45) 『元史』卷40一本紀2 a 参照。
- 46) 『元史』卷119一列伝6、7 a。
- 47) 南臺は、江南江御史臺のこと、『至金陵新志』卷6—57。『新元志』卷28—表第2—27。
- 48) 『元志』卷44一本紀3 a、『明史』卷1一本紀4。
- 49) 至元二十五年、院使二員を置く。至元の初、一員。至治三年六員と、増減があり、天暦二年、十員を安置することになった。前掲『中国歴史大辞典』381頁。
- 50) 前掲『元人資料索引』4—2309以下。不はまた寧に作る。
- 51) 『新元史』卷22一本紀5。
- 52) 『元史』卷37一本紀2 b。
- 53) 『元史』卷38一本紀2 b。
- 54) また撤廸とも書す。
- 55) 『新元史』卷21一本紀15。
- 56) 中丞は、御史臺の長官たる御史大夫を補佐する官。
- 57) 『新元史』卷31—表5—30。
- 58) 文書授受の際、文の末尾に置く儀礼語。同格関係の咨、閔、牒に対応する。此を准けられよ、の意。
- 59) これについては改めて検討する。
- 60) 前掲『左觿』上、120頁下段。
- 61) 方祖桑他編『大辭典』下、4424l.
- 62) 前掲『左觿』上、120頁下段。一般には語頭、接頭語の意。

- 63) 『元史』卷87－百官 3～4 a。野上俊靜「元の功德使司に就て」『支那佛教史学』6－2。
- 64) 例えば、「除欽遵外」。
- 65) 内閣・理藩院の属、『清會典』(嘉慶) 卷2－9。
- 66) 前掲『元語言詞典』21頁。
- 67) 『元史』卷87－百官 3・3 a。
- 68) 『元史』卷85－百官志 1～4。
- 69) 同様な事例が他にも見られる。田中謙二「元典章文書の研究」『田中謙二著作集』卷二、394頁。
- 70) 前述した如く、元統二年正月、杭州に置かれたそれを指す。馮承鈞氏は、江西行宣政院としている。確かに百丈山の所管内ではあるが、江西に行宣政院が設けられたことは記録に見当たらない。
- 71) 氏が整理分類した白話碑の第36号は、江西行宣政院劄と記されている。
- 72) 「帖」また「鐵」を作る。『元史』卷117－8、『新元史』卷114－14。
- 73) 中書省に属した。達里泊の西南、應昌路、應昌県治。明代清平鎮。併せて付図参照。
- 74) 『元史』卷47－本紀 4 b～6 a、『明史』卷125－列伝15。
- 75) 『中華大藏經』第二輯、第十七冊所収。
- 76) 武進の人、建文二年進士、官は累進して宣德元年、禮部尚書、のち太子太師を加えられた。『明史』卷169－2、列伝26－16。
- 77) 六科の一、諸司の奏本、目録、旨意等のことを看る。楊樹藩『明代中央政治制度』2－3。
- 78) 後漢蔡邕(131－192)「陳政要七事疏」に見える。
- 79) 開坐が具体的に何を表すか明らかではないが、例えば開列具題というが如きか。
- 80) 「著」～をして～せしむ、ここでは差使、命令と取る。
- 81) 大明北藏1636、黜字函、二般同函。大清龍藏、第146冊、1614、本7～10、於1～4。
- 82) 拙著『明清佛教教團史研究』315頁以下。
- 83) 中国で編述された『黃檗山志』には、新旧本とも『黃檗清規』の存在に言及するところがない。従って本土の黃檗山では依用されることがなかつたとも考えられる。
- 84) 道光三年序刊、同治十年、清道普照重刊、民国六年、江北刻經處刊本等あり。

補 大正蔵48巻所収、勅規本文、1110中、終りから六行目、句當の句は、明蔵本に従って勾と訂正されるべきである。

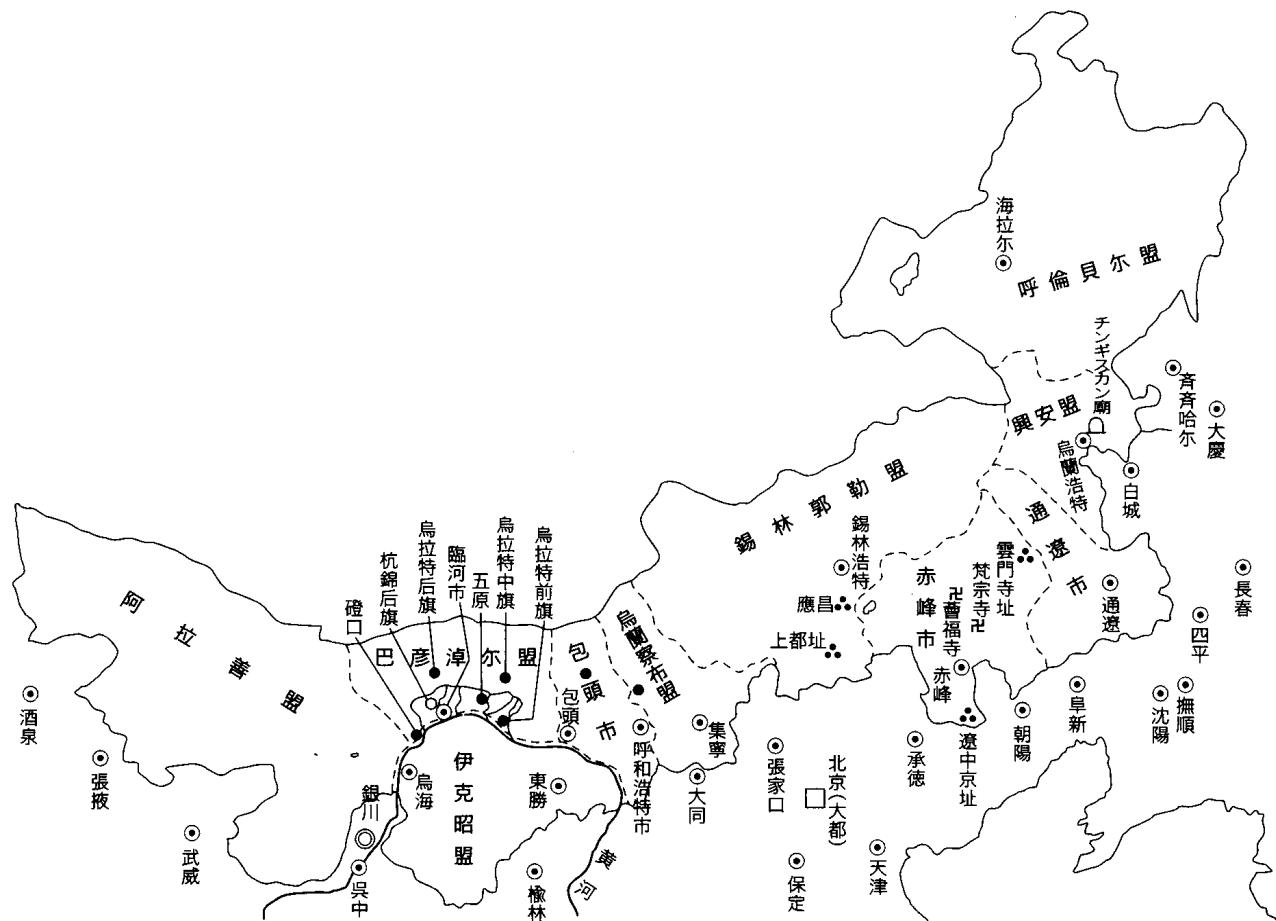
付図について

付図1は、杭錦后旗と臨河市が属する巴彦淖爾盟と、その周辺の地域を示す。

付図2には、三塙旦の所在たる杭錦后旗と、その周辺図。

付図3には、臨河市内に散在する諸家の姓を冠した三圪旦の所在を示す。

これによって三块旦と周辺諸域との地理的位置、相互の連がりを確認し、明らかにする何らかの手掛かりが得られるのではないかと秘かに期待している。



付図1 内蒙古 現行政区画と主要な古蹟

